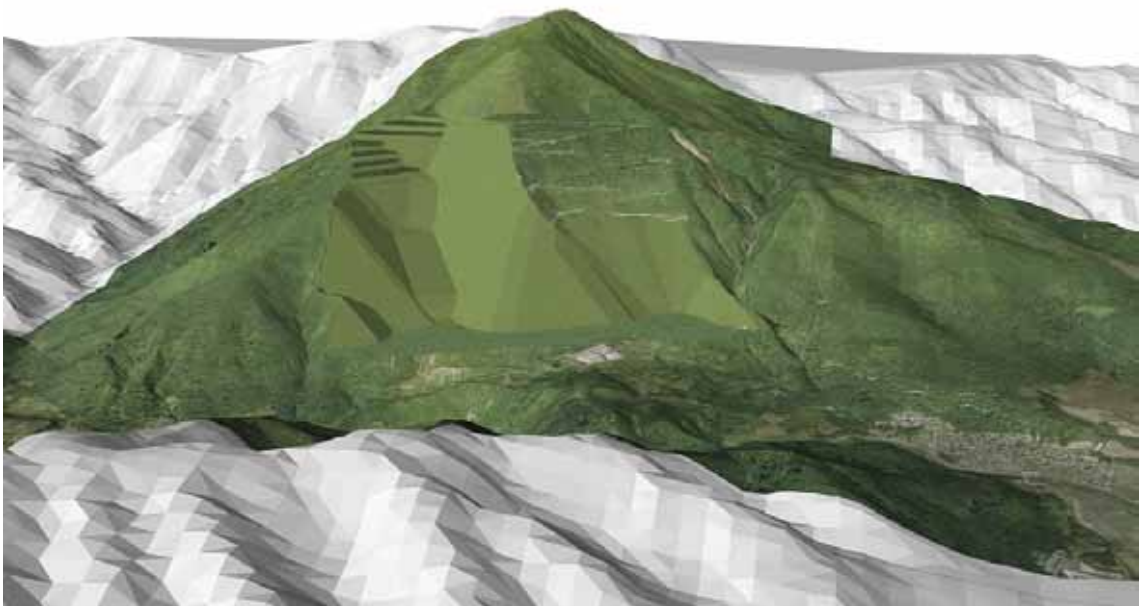


採掘跡地の景観シミュレーション

現状



将来



【伊吹山 利用と保全のローカルルール(修正案)】

・利用者側編

伊吹山の自然環境を守るためには、訪れる皆さん大達の協力が必要です。特にお花畑では、自然環境保護に対する皆さんの意識と行動が大切です。そのまま環境破壊にも、また自然保護にもつながります。そのため、伊吹山自然再生協議会では、利用者の皆さんに守っていただきたいべきルールを定めています。伊吹山の貴重な自然を将来に渡って体験していただくためにも、このルールに沿った利用をお願いします。

(お花畑の植生保護等)

- ・ 人の踏みつけによって、お花畑が失われています。歩道は必ずお花畑華地へ立ち入らないてください。
- ・ ロープや柵が設置されている場所ではそれを越えて立ち入らないください。
- ・ 写真撮影時や観察時などに、歩道は必ず柵を越えて立ち入ったりしないでください。また、歩道内であっても歩道沿いの植物の踏みつけに注意してください。
- ・ 写真撮影時や観察時などに、他の利用者の通行のさまたげにならないように配慮してください。
- ・ 東遊歩道は、岩やぬかるみがあり歩きにくく危険なので、注意が必要です。下りに専用とも利用してください。

(希少動植物の保護)

- ・ ドライブウェイでは、動植物保護のためガードレールより外に立ち入らないください。
- ・ 猛禽類への餌付けなど野生動物に食べ物を与えることは、生態系を乱し野生生物に悪影響がありますので、絶対にしないでください。一切与えないください。
- ・ 動物の撮影や観察を目的として、接近や刈り払い等、動物の行動に影響攪乱を与える行為をしないでください。

(自然環境への配慮)

- ・ 動植物の採集は禁止されています。また、もちろん、石や落ち葉も伊吹山の生態系の一部です。持ち出さないください。
- ・ 外来種、園芸種を持ち込まないください。外来種や園芸種が広がると、伊吹山在来種に影響を与え、お花畑の消失につながります。
- ・ 野生動植物への影響や他の利用者への配慮から、駐車場から先へは、ペットを持ち込まないください。
- ・ たき火、バーベキュー、コンロ使用など、火の使用は厳禁です。また、喫煙者は灰皿を携帯してください。(天然記念物指定地域内では、喫煙しないでください。)

(ごみゴミ、騒音等)

- ・ ごみゴミは全て持ち帰りください。
- ・ 休憩場所などで大声や大きな音を出さないください。
- ・ 喫煙者は灰皿を携帯してください。(天然記念物指定地域内では、喫煙しないでください。)
- ・ トイレは登山口や山頂駐車場にあります。駐車場ですませ野外排泄はしないでください。
- ・ 山での宿泊は山小屋や宿泊施設を利用してください。お花畑の踏みつけにつながるのでテントでの野営はご遠慮下さい。

・受入れ側編

地元の方々や事業者の方々の協力なしでは、伊吹山の自然環境を保全していくことはできません。観光客や登山者を受け入れる我々が、一丸となって取り組んでいく必要があります。

伊吹山の豊かな自然環境を未来へ残していくために、伊吹山の自然環境に及ぼす影響が少しでも軽減されるよう、このルールにご協力下さい。

~~伊吹山の自然環境を守るためには、事業者の皆さんがここを訪れる大達に利用ルールの普及・啓発に努めるだけでなく、その行動にも責任を持っていただく必要があります。伊吹山での事業活動が、自然環境に及ぼす影響を少しでも軽減されるようこのルールに従って営業をしてください。~~

(天然記念物区域およびその周辺域について)

- ・天然記念物指定区域およびその周辺地域における土地の形状変更、~~や貴重植物の移植~~、展示をしないでください。
- ・天然記念物指定区域およびその周辺地域における工作物の新築、改築、増築、広告物の設置等については、自然景観に配慮し、伊吹山の自然景観を損なわないものとしてください。
- ・天然記念物指定区域およびその周辺地域における刈り取りなどの草地管理、外来種の駆除、補植などについては、伊吹山自然再生協議会において協議のうえ、その取り組み方針に従ってください。

(施設管理について)

- ・遊歩道、登山道、ドライブウェイ等の補修等にあたっては、形状を大きく変えない工法、在来種による緑化など、景観と自然環境の保全に配慮してください。
- ・遊歩道、登山道、ドライブウェイ、山小屋周辺等の刈り取りについては、山地草原種の保全のため、最低限の幅とし、刈り取り時期を考慮してください。
- ・スキー場や~~パラグライダー場~~の草地管理については、牧草の種子を散布せず、在来種による緑化に努めてください。また、刈り取り時期は山地草原種の保全を考慮するなど、伊吹山の自然の保全に配慮して実施してください。
- ・草地管理・歩道管理・車道管理等の作業時に植物の踏みつけなどに注意してください。
- ・ごみや生活排水の処理を適切に行ってください。
- ・施設の整備等にあたって外来種・園芸種を持ち込まないでください。

(利用者に対する働きかけ)

- ・利用者に対して野生動物に対する餌付けやごみの投げ捨てをしないように、している利用者に声をかけるなど、「利用ルール」の普及啓発にご協力指導もしてください。
- ・利用者が遊歩道をはずれて歩かないよう注意喚起指導してください。

【平成 21 年度伊吹山自然再生協議会】第 1 回協議会議事要旨

日 時 平成 21 年 7 月 29 日 (水) 10:00 ~ 12:30

会 場 米原市役所 米原庁舎 2 A 会議室

出席者 村瀬会長、野間委員、須藤委員、溝口委員、柴田委員、吉田委員、犬飼委員、佐藤委員、中山委員、清水委員、大森委員、高橋委員、森委員、藤井委員、筒井委員、宗宮委員、浅井委員、中島委員、山田委員、松岡委員、窪田委員、茶谷委員、要石委員、三田村委員、宮崎委員、川崎委員、鮎川委員 (27 名)

* 出席者には一部代理出席を含む。

議 題

1. 伊吹山自然再生事業について

事務局から「今年度事業内容」の説明のあと、植生遷移対策について時期や方法について意見交換がなされ、事業内容について了承された。

2. 利用ルールの設定について

事務局から「利用ルール案」の説明のあと、特に「利用ルールの適用範囲(1~4合目の利用)」と「ペットの持ち込み」、「ルールの呼びかけの表現方法」の3点について意見がだされ、協議会で出された意見をルール案に反映されることで合意した。

3. 優れた景観の維持創出について

石灰岩採掘事業者から「採掘区域の縮小案」について説明がなされ、質疑応答がなされた結果、石灰岩採掘区域の景観問題については、今後も引き続き協議を重ねていくこととなった。

4. その他

議 事

1. 伊吹山自然再生事業について

- ・ 植物への影響を考慮して 11 月頃に刈り取り時期を設定しているが、動物や猛禽類・昆虫などへの影響についてはどうか。
- ・ 動物については、どの時期に実施しても影響を受ける種はいる。基本的には刈り取りによって恩恵を受ける種の方が多いと思う。11 月の刈り取りであれば、猛禽類をはじめ鳥類の繁殖に影響することは、ほとんどないだろう。

- ・低木やササを全面刈り取ってしまうわけではなく、様々な植生を残して、様々な動物の生息環境を維持したい。
- ・低木等の刈り払いを行うと、シカにとっての好適環境が広がることになるのでモニタリング調査が必要だと思う。
- ・これまで、刈り払いを行った所にシカやイノシシが増えたというようなことはないが、今後注意していきたい。昨年ぬた場ができていた所などについてもモニタリングしていきたい。
- ・ススキは秋に刈り取りを行っても翌春には芽が出てくるので、少しずつでも株を掘り起こして除去した方が効果的ではないか。また、刈り取ったススキの搬出を行わなければ地表に日があたらず山地草原種は発芽できないのではないか。
- ・ススキを刈り取ることにより、地表の日照条件がよくなり、ススキの間から山地草原種が発芽することができる。
- ・刈り取った植物の持ち出しには賛成である。刈り取ったものをそのまま残すと、地表を覆う、土壌を肥沃化させるなどの問題が生じる。今後は持ち出した材の資源としての利用、リサイクルなども考えていくとよい。
- ・これまでは低木、ササについては刈り取ったものを持ち出して、植林の肥料にするなどしてもらっている。今後もそのようにしたいが、労力がかかるので、かけられる労力との兼ね合いになる。
- ・これまでの経験ではススキは5月と7月に刈るとかなり小さくなり、秋にもう1回刈ると翌春の発芽もかなり遅くなり小さくなる。ススキはこれだけ広がっているので根こそぎは無理である。年3回くらい刈ることをやっていけば、かなり山地草原種も戻ってくると思う。
- ・ススキの刈草の放置は土壌に影響を与えるので、できれば持ち出したい。また刈り取ったススキ(茅)の利用についても考えたい。茅を商品化することによって管理の財源に充てるような仕組みを作らないと、草地管理は継続してはやっていけない。茅を商品化するためには草丈が高くなるまで待つて刈り取る必要がある。
- ・山地草原を保全するためのススキの刈り取りと、茅材を得るためのススキの刈り取りとは異なるが、今後の検討課題としたい。

2. 利用ルールの設定について

2.1 ルール案について

- ・たき火、野営の禁止をルールの中に入れてほしい。また、ローカルルールの広報手段は考えられているのか。
- ・たき火、野営の件は追加したい。また、ローカルルールを利用者にわかってもらうためには、委員みんなで知らせていかないと行けないと思う。また、滋賀県や米原市ではホームページなどを通じて発信してもらえと思う。
- ・ペットの持ち込みについては、近年ペットを家族同然と認識している人も多い、繋ぎ、糞の始末をしっかりとするなど他の利用者に迷惑をかけないことといったもっと

柔軟なルールにするのがよいのでは。

- ・遊歩道に糞をさせたり、リードをつけずに歩かせたりしている例もあり、盲導犬等は別として、ペットは入れないようにしたい。
- ・現状はひどいものがあるので、何らかの規制は必要である。
- ・テントの問題については、上野区にもよく問い合わせがあるが、現在テントを張ってはいけないという決まりはないので返事に困るので決めてほしい。ペットの問題については、ドライブウェイまであがってきて、そこでペットを連れて上がれないとなると支障があるのでは。ドライブウェイの入り口で知らせるべきだろう。
- ・ドライブウェイではお客様の問い合わせに対しては、山頂部は国定公園にもかかっているのので野営や火の取り扱いはできないということで対応している。車内での仮眠はOKとしている。パトロールでもコン口を使っている人には注意するようにしている。ペットの問題については、かなりの数のお客様から問い合わせがあるが、規制はないので、糞をさせない、リードをつけるなどのマナーは守ってくださということで対応している。ペットの持ち込みが規制されるとドライブウェイとしては痛手だが、環境保全を考えると駐車場まではいいが駐車場より上はダメだということで、まずは対応していきたい。
- ・ローカルルールは規制基準ではない。あくまで「ご協力頂きたい項目」ということである。ペットについては、マナーのないひどい状況がある一方で、駐車場までも持ち込ませないのはどうかという意見もある。原則持ち込まないということにするのか。なお、国定公園の特別地域内ではペットの持ち込みそのものは法律で規制されていない。
- ・尾瀬ではローカルルールとしてペットの持ち込みを禁じている。当初はトラブルもあったようだが、現在はルールが浸透している。
- ・原則禁止ということではいいのでは。段階を踏んでルールを浸透させていけばよい。ドライブウェイ入り口で原則禁止ということを知った方がよい。ドライブウェイ入り口で周知し、それでもペットを連れて上がってくる人に対しては、駐車場より上には持ち込まないでくださいということにすれば、それほどトラブルにもならないと思う。
- ・なぜ、ペットを持ち込んでダメなのかということをまずアピールし、それが利用者に浸透してから規制をかけていくのがいいのでは。

2.2 ルールの適用範囲について - 1～4合目の利用について

- ・受け入れ側編の方で「天然記念物指定区域およびその周辺域について」とあるが、1～4合目はパラグライダーやスキー場など事業者も入っているので、ルールに従ってもらうのは難しいのではないかと。「5合目より上」というように区域を明示してほしい。
- ・5合目より下は民間の業者の方が入っておられるし、自然再生事業計画の範囲も5合目より上となっている。しかし、伊吹山全体の自然再生事業となると5合目で切れるようなものではない。受け入れ側のルールについては、滋賀県側斜面全体で事業者にもご協力頂きたい。パラグライダーさんにも発着に必要な場所は低く刈り取

るが、その他の場所については山地草原種が多くなるような刈り方を行うなどご協力いただきたい。

- ・パラグライダー場での杭打ちやロープ張りは、パラグライダーのランディングの際に危険となるのでやらないでほしい。ススキを抑制して山地草原種を保全する地域を限定してほしい。そうすればその部分だけ後から手刈りするなど考えたい。ススキの刈り取り等については一度ご指導いただきたい。クラブ員が150人ほどいるが、全員で協力したい。
- ・スキー場やゴンドラについても、現状で老朽化している施設や稼働していないゴンドラやリフト等の施設について今後の方針をお聞かせ願いたい。
- ・スキー場については、昨シーズンが無雪であったため、この状態では休止せざるを得ない状況である。雪が降れば再開もあり得る。ゴンドラについては昨年9月からストップしている。ゴンドラについてはどうするかは検討中である。
- ・雪がないということで休止もやむを得ないと思うが、野草園の企画など、スキー場の再利用計画は検討しておられないのか。
- ・最近、登山者が増えてきており、ゴンドラが動くことへの要望は多い。ゴンドラ利用者はかなりあると思う。うまくやれば事業として成立するのでは。
- ・3合目の魅力をもっとアピールできるような状況にしたい。そうすれば商業的にも成り立つような状況ができるかも知れない。今、ゴンドラも林道も使えない状態で、体力のある人でないと登れない。各企業が協力して1～3合目を盛り立てて行かなければと思う。
- ・林道については、そもそもこの林道は地元人たちが利用するための私道であったが、今までは一般の人にも開放されていた。しかし、林道で事故があり、林道の管理が悪いから補償しろという問題に発展した経緯がある。これまでのように観光客も自由に入れるようにしていると、同じような問題が起きかねないので閉鎖になった。
- ・閉鎖された事情はわかるが、観光面ではマイナスではないか。
- ・以前から森林組合から閉鎖してほしいと言われている。訴訟が起これば上野区が責任をとらなければならない。

2.3 ルールの表現について

- ・ルールを書き方について、利用者側に対してはなぜダメなのかを説明するなど、配慮したものにしたほうがよい。受け入れ側編については「関係者みんなで一緒にやっていきましょう」という表現にしたほうがよい。
- ・「ゴミ」の表記は廃棄物の行政分野では通常ひらがなとしているので、強調するといった意図がなければひらがな表記に変更願いたい。利用者に対する働きかけについて、「指導」という表現ではなく「呼びかけ」といった表現がよいのでは。
- ・ローカルルールは基本的に利用者に対しては「お願い」であり、受け入れ側に対しては「協力してやっていきましょう」というスタンスで作成したものであるため、ご指摘のあった表現については検討して修正したい。

3. 優れた景観の維持創出について

- ・我々の立場からはこれ以上採掘域を拡げてほしくない。示された採掘案では保安林指定区域が含まれている。この問題については、企業，行政，市民が同じテーブルについて協議をしても、問題解決にはつながらないと思う。石灰岩採掘事業者自身で問題解決してもらわなければどうしようもないと考えている。その一歩として、石灰岩採掘前のアセスメント調査の実施、ISO14001の取得などを行い、地元や滋賀県民の思いもくみ取って頂いて、環境に配慮した事業を推進していただきたい。真っ向から反対というわけではなく、妥協案をみつきたい。
- ・採掘権が法的に国から認められていることに対して、協議会で意見を出すのは難しいが、採掘は現状でとどめてほしい。緑化はなかなか進んでおらず、現状で緑に被われている樹林を伐採し採掘するとなると伊吹山の形状が大きく変化していくと地域の方は感じると思う。
- ・採掘後の形状がどうなるか今回は示されていないが、できれば示してほしい。採掘予定区域の山裾部分が削られ山の形状が変貌するのは非常に残念である。この部分は多種多様な野生動物が生息する重要なエリアである。
- ・現地を知らないと言えない。机上で議論をしてもしょうがないので、一度現場を見る機会が必要ではないか。
- ・石灰石の採掘事業者が自然再生協議会に入っているのは珍しいケース。ぜひ忌憚のない意見交換をお願いしたい。全体構想が現時点での協議会の合意点であるが、この問題については引き続き検討して議論をつくしてもらいたい。

4. その他

4.1 天然記念物保存管理計画の基本的考え方について事務局から説明

4.2 伊吹山ネイチャーネットワークが作成を予定している利用ルール普及用資材（案）について

- ・自然再生協議会とネイチャーネットワークの名前を並記するのは問題がある。
- ・作成者の名前は入れないと著作権の問題がある。
- ・協議会で検討した後に出してはどうか。
- ・ネイチャーネットワークのパンフレットについては、関係者で再度話し合う。

以上



一帯には広い駐車スペースもあるので、猛禽観察者の立ち入りを特に制限しない。(全面的に制限するのは一定箇所への観察者の過度集中のおそれがあるため)観察マナーを明示した看板を設置。



凡 例	
【新設施設】	
	重要種保全区域案内板 ・保全区域図を入れ、保全の目的等を示した、保全区域への立ち入りを制限する案内板とする。 ・野生動物への餌やり禁止など観察者のマナーを明示する。
	猛禽観察者へのマナー看板 ・野生動物への餌やり禁止など観察者のマナーを明示する。
【撤去施設】	
	古い看板を撤去する。
事業計画(ドライブウェイ沿い)	

**ガードレールより外に、立ち入らないで下さい
貴重な動植物を保全しています。**

- 9合目駐車場から約1km区間は、貴重な動植物保全のため立ち入りを制限しています。
- 自然観察や撮影は、下方の車輛待避場で行って下さい。
- 野生生物に餌をやることは、生態系を乱し野生生物の絶滅につながる行為です。絶対にやらないで下さい。
- 伊吹山の豊かな自然がいつまでも変わらないよう、保全活動にご協力下さい。

人の踏みつけて貴重な動植物が保護されています

伊吹山自然再生協議会・滋賀県・米原市

琵琶湖国定公園 伊吹山山頂お花畑案内図
(天然記念物 伊吹山山頂草原植物群落)

伊吹山自然再生協議会・滋賀県・米原市

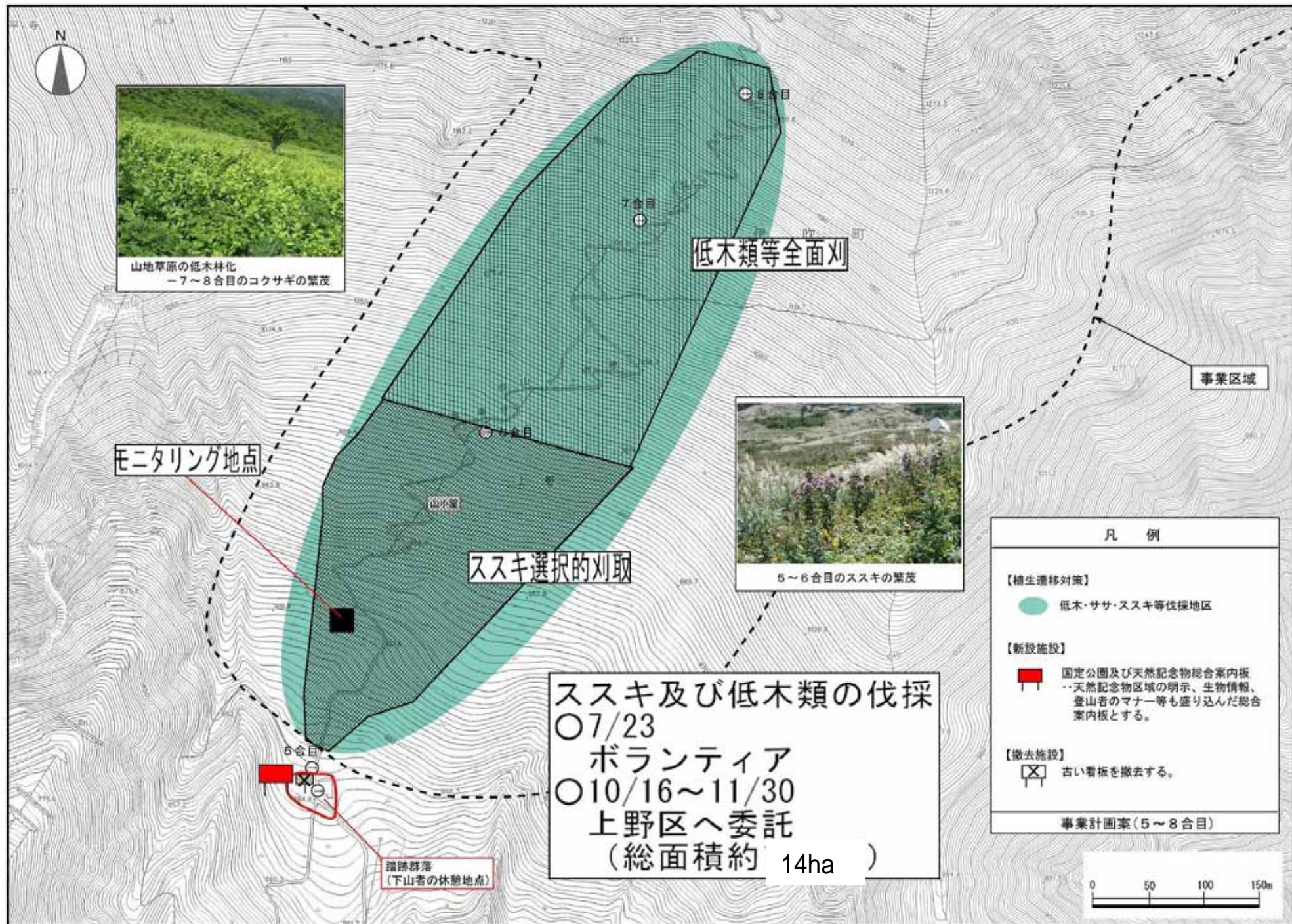
お花畑を復元しています。立ち入らないで下さい

<復元前の植生> <復元目標植生>

山頂周辺は人の利用が多く、人の踏みつけによってお花畑が失われてしまいました。今、人が立ち入らないようにして、お花畑の復元を行っています。ご協力下さい。

伊吹山自然再生協議会・滋賀県・米原市





ススキ及び低木類の伐採
 ○7/23
 ボランティア
 ○10/16~11/30
 上野区へ委託
 (総面積約 14ha)

凡 例	
【補生遷移対策】	
	低木・ササ・ススキ等伐採地区
【新設施設】	
	国定公園及び天然記念物総合案内板 ・天然記念物区域の明示、生物情報、 登山者のマナー等も盛り込んだ総合 案内板とする。
【撤去施設】	
	古い看板を撤去する。
事業計画案(5~8合目)	

